

●香川県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年3月17日から同年4月7日まで一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上字小田1707番5地先 から 高松市塩江町安原上字小田1032番地先ま で	11.6~33.2	105	平成14年香川県告 示第599号で変更 した区域

- 4 供用開始の期日 平成21年3月17日